

メディカルKit NEO [無配当]

医療総合保険 (基本保障・無解約返戻金型)

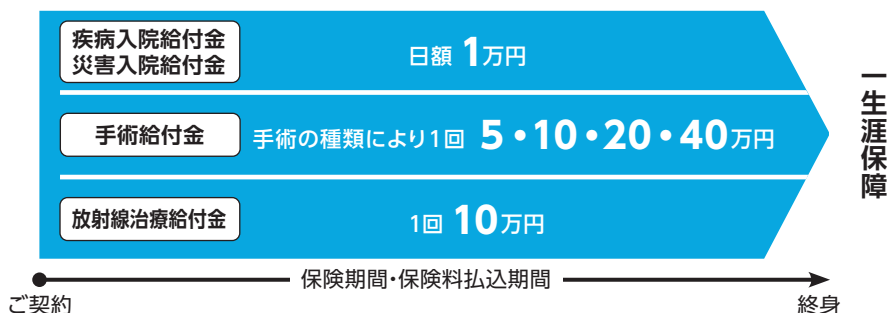


主な特長

- **一生涯にわたって病気・ケガによる入院・手術等の保障を確保できる商品です。「短期入院」、「長期入院」、「通院」にも備えることができます。**
 - ・1日～9日の入院に対して、10日分の入院給付金をお支払いします。(初期入院保障特則)
 - ・がん・心疾患・脳血管疾患による入院に対して、支払日数の制限なく入院給付金をお支払いします。(3大疾病入院支払日数無制限特約)
 - ・入院前60日・退院後180日(がん・心疾患・脳血管疾患は730日)以内の通院に対して、通院給付金をお支払いします。(通院特約)
- **生活習慣病の治療を受けた場合や、5疾病で働けなくなった場合の保障を確保できます。**
 - ・所定の生活習慣病で所定の治療を受けた場合、疾病ごとに年1回を限度に一時金をお支払いします。(特定治療支援特約)
 - ・5疾病で働けなくなった場合、年1回を限度に一時金をお支払いします。(5疾病就業不能特約)
- **特定疾病で所定の治療等を受けた場合の経済的負担を軽減できます。**
 - ・悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上入院治療を受けた場合、将来の保険料の払込みは不要です。(特定疾病保険料払込免除特則)

商品の仕組み

(主契約：入院給付金日額 1万円、手術・放射線治療給付金の給付倍率の型 III型の場合)



お客様のニーズにあわせて、豊富な特則・特約の中から保障を組み合わせたことができます。

特則・特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。また、特則・特約ごとにお取扱範囲は異なります。

- | | | |
|--|--|----------------------------------|
| 1 特定疾病になった後の保険料負担に備える
特定疾病保険料払込免除特則 | 6 女性向けの保障を充実させる
女性疾病保障特約 | 超保険(東京海上グループの生損保一体型商品)専用特約 |
| 2 短期入院の保障を充実させる
初期入院保障特則 | 7 生活習慣病の保障を充実させる
特定治療支援特約 | |
| 3 先進医療による療養に備える
先進医療特約 | 8 5疾病により働けなくなった場合に備える
5疾病就業不能特約 | 10 介護の保障を確保する
介護保障特約 |
| 4 3大疾病による入院の保障を充実させる
3大疾病入院支払日数無制限特約 | 9 がんの保障を充実させる
・がん診断特約
・悪性新生物初回診断特約
・がん通院特約
・抗がん剤治療特約 | 11 特定のケガに備える
特定損傷一時金特約 |
| 5 通院による治療に備える
通院特約 | | |

主なお取扱い(主契約)

(お取扱範囲はご契約内容等によって異なります。)

ご契約年齢	0歳～75歳	解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
保険期間	終身(ご契約の更新はありません。)	契約者配当	ありません。
保険料払込期間	全期払(終身払)/短期払	入院給付金日額	5,000円～20,000円(1,000円単位)

保障の概要

(特則・特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。)

	保障の種類	お支払いする場合	お支払額	お支払限度など	
主契約	疾病入院給付金	病気で入院したとき	入院給付金日額×入院日数	支払限度の型(1入院) 60日型 120日型 360日型 通算支払限度 1,095日	
	災害入院給付金	ケガで入院したとき			
	手術給付金	病気・ケガで手術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	給付倍率の型 I型(5・10倍) III型(5・10・20・40倍)	
	放射線治療給付金	放射線治療を受けたとき			
特則	初期入院保障特則	1日～9日以内の入院をしたとき	上記の疾病・災害入院給付金に代えて、入院給付金日額の10日分をお支払い		
	特定疾病保険料払込免除特則	悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	将来の保険料のお払込みは不要		
特約	先進医療特約	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術料	通算2,000万円限度	
	3大疾病入院支払日数無制限特約	がん・心疾患・脳血管疾患で入院したとき	上記の疾病入院給付金の支払限度を超える入院に対して、支払日数の制限なく入院給付金をお支払い		
	通院特約	病気・ケガで入院前60日、退院後180日 ^(※) 以内に通院したとき (※)がん・心疾患・脳血管疾患は730日	通院給付金日額×通院日数	1入院30日限度、通算1,095日限度	
	女性疾病保障特約	女性特有の疾病等 ^(※) で入院したとき (※)がん・心疾患・脳血管疾患を含む	特約入院給付金日額×入院日数	お支払限度は主契約の入院給付金と同じ	
		乳がん再建手術を受けたとき	入院給付金日額×200	1乳房1回のみ	
	特定治療支援特約	生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患・肝硬変・慢性腎不全・糖尿病)で所定の治療等を受けたとき	特定治療支援給付金額×給付割合(一時金)	疾病ごとに1年に1回、通算5回限度 ^(※) (※)上皮内新生物・糖尿病は1回のみ	
	5疾病就業不能特約	5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)で所定の就業不能状態となったとき	就業不能給付金額(一時金)	1年に1回限度	
	がん診断特約	がんと診断確定されたとき	診断給付金額(一時金)	2年に1回限度(上皮内新生物は1回のみ) (注)2回目以後は再発・転移等を対象	
	悪性新生物初回診断特約	悪性新生物と初めて診断確定されたとき	診断保険金額(一時金)	1回のみ	
	がん通院特約	がんで入院前60日、退院後180日以内に通院したとき	通院給付金日額×通院日数	1入院45日限度、通算730日限度	
	抗がん剤治療特約	抗がん剤治療を受けたとき	治療給付金額(月額)	通算60か月限度	
	介護保障特約	所定の要介護状態となったとき	介護保険金額(一時金)	1回のみ	
	特定損傷一時金特約	不慮の事故で骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療を受けたとき	特定損傷一時給付金額(一時金)	1事故1回限度、通算5回限度	

ご注意事項

・次の特則・特約は、がんについて保障の開始まで90日の不担保期間があります。

特定疾病保険料払込免除特則、特定治療支援特約、5疾病就業不能特約、がん診断特約、悪性新生物初回診断特約、がん通院特約、抗がん剤治療特約、女性疾病保障特約の乳房再建給付金

- ・特定治療支援特約の対象となる生活習慣病の範囲および給付割合は、特約の型(I型～III型)に応じて異なります。
- ・公的医療保険制度・公的介護保険制度の変更が将来行われた場合、給付金等のお支払事由、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。
- ・被保険者の年齢・ご職業・他の医療保険のご加入金額等によっては、入院給付金日額の上限までご加入いただけないことがあります。
- ・介護保障特約・特定損傷一時金特約は、超保険(東京海上グループの生損保一体型商品)のご契約の場合のみ付加することができます。

- ・この資料は、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の補助資料であり、お支払事由や制限事項等のすべてを記載したものではありません。
- ・メディカルKit NEOのご検討およびご契約の際には、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- ・お客様向けサービスの内容については、「各種サービスのご案内」をご参照ください。

<取扱者・代理店>

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
http://www.tmn-anshin.co.jp/



<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>
あんしん生命 カスタマーセンター

☎ 0120-016-234

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)